

お客様各位

診療報酬算定方法の一部改正および 検査実施料新設項目のご案内

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素はひとかたならぬお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび保医発 0829 第 2 号にて診療報酬算定方法の一部改正および検査実施料が新設されましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

《適用日》 2025年9月1日より適用

《一部改正》

改正後	改正前
<p>D004 穿刺液・採取液検査 (1)～(12)(略) (13) アミロイドβ42/40比(髄液) ア(略) イ <u>リン酸化タウ蛋白(髄液)、アミロイドβ42/40比(髄液)又はアミロイドβ42/40比(髄液)の所定点数を準用するリン酸化タウ蛋白/アミロイドβ42比(髄液)のうちいずれかを併せて行った場合は主たるもののみ算定する。</u></p> <p>D004-2 悪性腫瘍組織検査 (1)(略) (2) ア～オ(略) カ <u>尿路上皮癌におけるFGFR3遺伝子検査</u></p> <p>N002 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製 (1) 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製は、～(略)～薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、以下に掲げる目的で本標本作製を再度行う場合に限り、目的別に1回に限り算定できる(乳癌に係る初回の本標本作成を令和6年3月31日以降に実施した場合にあっては、令和8年5月31日までの間に限る。)。なお、HER2タンパクの2回目以降の算定に当たっては、<u>その医学的必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u> イ <u>化学療法歴のある手術不能又は再発乳癌患者に対して、HER2低発現の確認により当該抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判断する目的</u> ロ <u>ホルモン受容体陽性の手術不能又は再発乳癌患者に対して、HER2低発現又は超低発現の確認により当該抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判断する目的</u> ハ <u>過去にHER2低発現を確認する目的で本標本作製を実施しHER2陰性が確認されている、化学療法歴がありホルモン受容体陽性の手術不能又は再発乳癌患者に対して、HER2超低発現の確認により当該抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判断する目的</u></p>	<p>D004 穿刺液・採取液検査 (1)～(12)(略) (13) アミロイドβ42/40比(髄液) ア(略) イ <u>リン酸化タウ蛋白(髄液)と併せて行った場合は主たるもののみ算定する。</u></p> <p>D004-2 悪性腫瘍組織検査 (1)(略) (2) ア～オ(略)</p> <p>N002 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製 (1) 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製は、～(略)～薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、HER2低発現の確認により当該抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判断することを目的として、本標本作製を再度行う場合に限り、別に1回に限り算定できる(乳癌に係る初回の本標本作成を令和6年3月31日以降に実施した場合にあっては、令和8年5月31日までの間に限る。)。なお、再度免疫染色が必要である医学的な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p>

《新規収載項目》

検査項目	実施料 / 判断料	医科点数表区分	当社における検査実施状況
リン酸化タウ蛋白/ アミロイドβ42比 (髄液)	1,282点 / 尿・糞便等(34点)	「D004」穿刺液・採取液検査の「15」に準じる	未実施
	注 釈		
リン酸化タウ蛋白/アミロイドβ42比(髄液)は、効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品に係る厚生労働省の定める最適使用推進ガイドラインに沿って、アルツハイマー病による軽度認知障害又は軽度の認知症が疑われる患者等に対し、効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品の投与の要否を判断する目的でアミロイドβ病理を示唆する所見を確認するため、ECLIA法により、脳脊髄液中のβ-アミロイド1-42及び181位リン酸化タウ蛋白を同時に測定した場合、アミロイドβ42/40比(髄液)の所定点数を準用して患者1人につき1回に限り算定する。ただし、効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品の投与中止後に初回投与から18か月を超えて再開する場合は、さらに1回に限り算定できる。なお、この場合においては、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。			
主な測定目的			
脳脊髄液中のβ-アミロイド1-42の測定及び脳脊髄液中の181位リン酸化タウ蛋白の測定(脳内アミロイドβの蓄積状態把握の補助)			

検査項目	実施料 / 判断料	医科点数表区分	当社における検査実施状況
IDH1 遺伝子検査	2,500点 / 遺・染(100点)	「D004-2」悪性腫瘍組織検査 1 悪性腫瘍遺伝子検査 イ処理が容易なもの (1) 医薬品の適応判定の補助等に用いるものに準じる	未実施
	注 釈		
IDH1 遺伝子検査は、急性骨髄性白血病の骨髄液又は末梢血を検体とし、リアルタイムPCR法により、イボシデニブの適応の判定の補助を目的として、IDH1 遺伝子変異の評価を行った場合に、悪性腫瘍組織検査の「1」悪性腫瘍遺伝子検査 イ 処理が容易なもの(1) 医薬品の適応判定の補助等に用いるものの所定点数を準用して、患者1人につき1回に限り算定する。			
主な測定目的			
急性骨髄性白血病(AML)患者の血液または骨髄穿刺検体から抽出したゲノムDNA中のIDH1 遺伝子変異の検出(イボシデニブのAML患者への適応判定の補助)			

検査項目	実施料 / 判断料	医科点数表区分	当社における検査実施状況
コンシズマブの 血中濃度測定	12,850点 / 免疫(144点)	「D012」感染症免疫学的検査の「66」に準じる	未実施
	注 釈		
コンシズマブの血中濃度測定は、コンシズマブ投与中の先天性血友病患者に対して、コンシズマブ用量調整の判断のための補助を目的として、ELISA法により実施する場合に、抗アデノ随伴ウイルス9型(AAV9)抗体の所定点数を準用して、原則として患者1人につき1回に限り算定できる。なお、医学的な必要性から、本検査を2回以上算定する場合は、その理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。			
主な測定目的			
血漿中のコンシズマブ濃度の測定(コンシズマブ投与中の血友病A及び血友病B患者におけるコンシズマブ用量調整の判断のための補助)			